○関東地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月一日　関東地方整備局長　泊　宏

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
春日部市粕壁東三丁目六二〇二番四から同市粕壁東三丁目六二〇四番一まで	前	一一・七八～二〇・八二	〇・〇四七
	後	一二・一三～二一・一七	〇・〇四七

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月一日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　一般国道　四号

二　占用を制限する区域　春日部市粕壁東三丁目六二〇二番四から同市粕壁東三丁目六二〇四番一まで

三　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○北陸地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月一日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月一日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一) 道路の種類　高速自動車国道

(二) 路線名　日本海沿岸東北自動車道

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
村上市金屋字柳島四二七五番から同市金屋字柳島四二六四番まで	前	一一・二五～一四三・七五	〇・一二四
	後	一一・二五～一四七・七五	〇・一二四

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月一日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月一日　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

日本海沿岸東北自動車道　村上市金屋字柳島四二七五番から同市金屋字柳島四二六四番まで　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月一日

○中国地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月一日　中国地方整備局長　川崎　茂信

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
広島市安芸区上瀬野町字大元谷山戊一〇〇〇一番一から同市安芸区上瀬野町字大元谷山甲一〇〇〇一番二まで	前	一九・七〇～五五・〇〇	〇・〇八五
	後	一七・六〇～五五・〇〇	〇・〇八五

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○九州地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月一日　九州地方整備局長　増田　博行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
鹿児島市伊敷二丁目二二番一から同市城山町一番一まで	前	A 二四・八〇～八五・〇〇 B 二二・四四～八五・九五	四・〇五〇 一・六四三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 二四・八〇～八五・〇〇 B 六・五〇～八五・九五	四・〇五〇 二・八〇八	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百九十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
佐世保市矢岳町一三六番三から同市矢岳町一三六番七まで	前	五二・五九～九〇・九一	〇・〇三一
	後	五二・五九～八八・〇六	〇・〇三一

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所